

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-		-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。 基本方針は、令和4年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務報告書(以下「昨年度報告書」という。) <https://www.env.go.jp/park/daisetsu/data/files/daisetsu_numa_R4.pdf>を参照のうえ、その取り組みを十分踏まえたものとする。また、国指定大雪山鳥獣保護区及び同鳥獣保護区の中核を成す大雪高原温泉地区が目指すべき将来像についての、提案者の考えを盛り込むこと。	必須	25	5	20	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	-		
2 業務の実施方法											
	2.1 仕様書2(2)2の業務内容		「ヒグマ出没情報の収集」について、具体的な手法(従事者数、従事者の1日の動き、情報収集頻度、観察内容、その体制を季節的に変動させる場合はその内容)を提案すること。 提案にあたっては、昨年度報告書を参照し、その実施結果についての評価を加えた内容とする。また、提案した内容が、利用者の安全に十分配慮しつつ、費用対効果に優れた内容であるとする理由も明記すること。 従来の業務とは異なる応募者独自の提案がある場合はその内容を明記すること。	必須	25	5	20	・提案された内容が具体的に適切なものであること。	-		
	2.2 仕様書2(2)2の業務内容		「利用者への情報提供」について、昨年度報告書を参照し、その実施結果についての評価を加えた上で、本業務において実施する内容を提案すること。	必須	25	5	20	・提案された内容が具体的に適切なものであること。	-		
3 業務の実施計画											
			仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	5	10	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
			発注者の課題認識も踏まえ、本業務以外の自主事業を行う場合(関係自治体との間で、別途契約を行い、大雪高原温泉地区の歩道の維持管理を行うこと、安全対策の一層の充実のためにクマ除け鈴及びヒグマ警報スプレーの販売等を行うこと、それ以外にも請負者が自由に発案して実施する自主事業が想定される。)についてもあわせて作業進行予定表に記載すること。 また、実施を予定している自主事業の内容について、その内容を記載すること。	任意	20	-	20	・提案された内容が具体的に適切なものであること。	-		
4 業務の実施体制											
	4.1 執行体制、役割分担等		業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	20	10	10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。		
				任意	10	-	10	-	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。		
	4.2 従事者の実績、能力、資格等		業務に従事する者の類似業務(ヒグマの保護管理業務又は公共施設の管理業務)の実績、本業務に係る能力の資料、資格(環境省が任命する国指定鳥獣保護区管理員又は自然公園指導員、北海道が任命する自然保護監視員等)等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	20	-	20	-	環境省が任命する国指定鳥獣保護区管理員又は自然公園指導員若しくは北海道が任命する自然保護監視員の資格を所持する者が1名の場合4点、2名の場合8点、3名以上の場合12点とする。類似業務の実績等それ以外の事項については、0点、4点、8点の3段階で評価する。及びの合計点を加点とする。		
				必須	5	5	-	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	-		
5 組織の実績											
			過去5年間に類似業務(ヒグマの保護管理業務又は公共施設の管理業務)の実績があれば、最大5件業務名を記載し、そのうちの1件について概要を記載すること。	任意	10	-	10	-	類似業務がある場合、当該業務の実施により、体制構築が実現されたものは優、体制構築が確実に望める段階に至ったものを良、それ以外を可とする。		
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか、又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか、1つでもあれば加点(5点)。		
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃借に関する事業については、評価項目から除くこと。)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。))に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースフル認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(1) 5点 ・えるぼし3段階目(2) 4点 ・えるぼし2段階目(2) 3点 ・えるぼし1段階目(2) 2点 ・行動計画(3) 1点 1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準) 4点 ・くるみん認定(旧基準) 5点 2点 4 新(くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定) 5 旧(くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースフル認定) 4点 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。		
8	企業等の賃上げの実施(事業年度(又は暦年)における賃上げ)		賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。		
技術点小計					200	40	160	加点合計			
価格点					100			基礎点			40
総計					300			価格点			
								総合評価点			

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、順良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。